

○週休2日制の履行実績を工事の総合評価落札方式において評価する取組について（試行）

平成30年10月9日 30農振第2047号
最終改正 令和8年3月30日 7農振第3363号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長宛

週休2日の確保にあたっては、必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、週休2日工事の取組状況等を踏まえ、「工事における週休2日の取組方針について」（令和8年3月27日付け7農振第3133号農村振興局整備部設計課長通知）において、令和8年度以降の週休2日の取組方針が示されたところであり、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとされ、これまで実施してきた週休2日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないこととなったところある。

こうした中で、週休2日の確保を引き続き推進する観点から、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められた工事には「週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書」（以下「証明書」という。）を発行することとしており、今般、工事の総合評価落札方式において証明書の通知を受けた企業を評価する取組を下記により試行することとしたので、適切に実施願いたい。

記

第1 週休2日を行った工事への証明書の発行

1 対象工事

「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について」（平成12年3月24日付け12構改D第238号農村振興局長通知）を適用する工事（災害復旧など工期に制約等がある工事を除く。）

2 「週休2日」の定義

「週休2日」とは、対象期間^{※1}を通じた現場閉所^{※2}の日数が、4週8休以上^{※3}となることをいう。

※1： 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※2： 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

※3： 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 実施方法

- (1) 入札説明書等に週休2日に取り組む工事の対象とすることを記載する。
- (2) 受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

4 週休2日制工事の促進における証明書の発行

- (1) 別紙に示す証明書の発行基準は、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上を達成した場合とする。
- (2) 証明書の発行は、監督職員は受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認した上で行うこととする。

第2 工事の総合評価落札方式における評価

1. 試行の対象

「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年3月31日付け19農振第2225号農村振興局通知。以下「局長通知」という。）において定める標準B型、簡易I型又は簡易II型を適用する工事で試行するものとする。

2. 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、局長通知に定める評価項目に以下の項目を追加して評価するものとする。

	評価項目	評価基準	評価点
企業評価	週休2日制の履行実績管内直轄/過去1年間	「週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書」の通知を受けた実績あり。	1点

3. 評価方法

- (1) 技術提案資料を求める際に、証明書の写しを添付させるものとし、添付がない場合は評価しない。
- (2) 評価の対象は、入札公告日の前年度に証明書の通知を受けたものとし、従前の通知に基づき発行された証明書も評価の対象とする。
- (3) 共同企業体にあつては、構成員のいずれかが証明書の通知を受けていた場合に評価するものとする。

第3 入札説明書及び特別仕様書等への記載方法

入札説明書及び特別仕様書には、以下の記載例を参考として記載する。

(入札説明書記載例)

○工事概要

(○) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(特別仕様書記載例)

第○章 その他

○. 週休2日による履行実績取組証明書の発行

(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(注) 余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

(4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

附 則

この通知は、令和8年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

(別紙)

年月日

(受注者)

会社名

現場代理人

〇〇〇〇

殿

(発注者)

総括監督員

〇〇〇〇

週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（通知）

貴社が受注した下記の工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上を達成したことを確認したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 工 事 名 | 〇〇事業 〇〇工事 |
| 2 | 工 期 | 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 |